

中国における外観設計の創作容易性判断
～組合せの啓示が存在するか否か～
中国特許判例紹介(138)

2026年7月10日
執筆者 河野特許事務所
所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では外観設計（日本の意匠に相当）の創作容易性に関し、以下のとおり規定している。

特許権を付与する外観設計は、現有外観設計または現有外観設計の特徴の組合せに比べて顕著な差異を有するものでなければならない(専利法第23条第2項)。

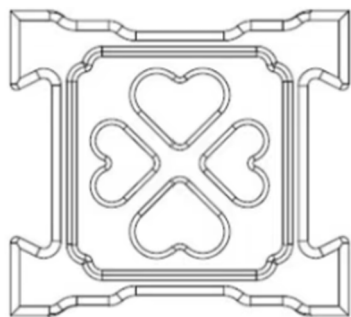
本事件では、建築用ブロックに装飾を施した外観設計特許に対し、複数の現有技術の組合せにより容易に創作できるか、組合せの啓示が存在するか否かが争点となった。

最高人民法院は、組合せの啓示が存在せず容易に創作できるものではないとして、第1審判決¹及び知識産権局審判部の決定²を取り消した³。

2. 背景

(1)特許の内容

特許権者は名称“生態系に配慮した斜面保護（四つ葉のクローバー）”とする外観設計特許を所有している。特許番号は201730583104.4(以下、104特許という)、特許申請日は2017年11月23日、公告日は2018年6月19日である。本特許製品の用途は“土壌崩壊防止のための使用”であり、平面図は以下に示すとおりである。



¹ 北京知識産権法院 2024年8月20日判決 (2024)京73行初2618号

² 審判部決定 564729号

³ 最高人民法院 2025年11月18日判決 (2024)最高法知行終1005号

(2) 訴訟の経緯

2023年104特許に対し無効宣告請求が国家知識産権局審判部になされ、審判部は複数の文献により創作容易であるとして、104特許に対し無効の決定を下した。特許権者は北京知識産権法院に上訴したが、同法院は審判部の決定を維持する判決を下した。特許権者は判決を不服として最高人民法院に上訴した。

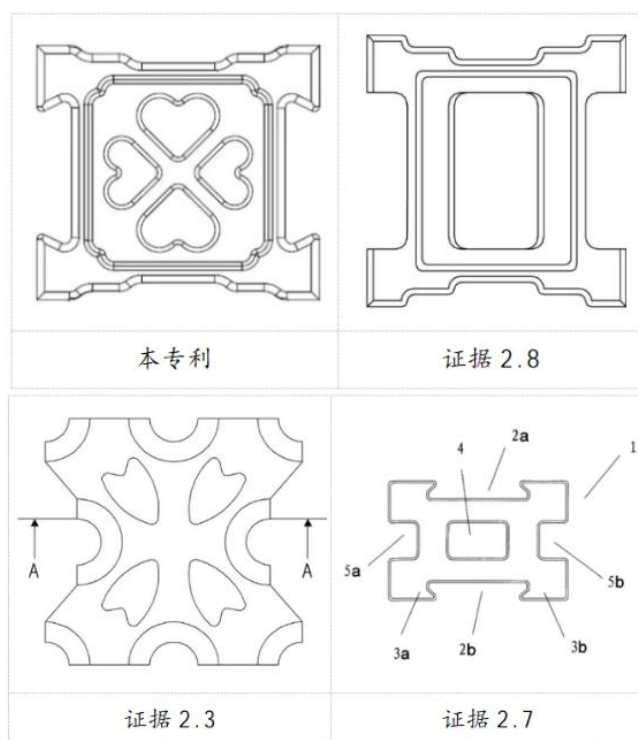
3. 最高人民法院での争点

争点：本特許が現有設計特徴の組合せと比較して顕著な差異を有するか否か

4. 最高人民法院の判断

判断：本特許が現有設計特徴の組合せと比較して顕著な差異を有する

本件特許と、現有設計である証拠は以下に示すとおりである。



(1) 証拠 2.3 と証拠 2.7 の設計特徴の確定

被訴決定が採用した設計特徴の組合せは以下のとおりである。証拠 2.8 を最接近の現有設計とし、証拠 2.3 中の四つのハート形穴、証拠 2.7 中の燕尾槽をそれぞれ用いて、証拠 2.8 中の対応設計特徴に置き換えたというものである。特許権者は、証拠 2.3 中のハート形穴、証拠 2.7 中の燕尾槽は設計特徴とすることができないと主張した。

これに対し、最高人民法院は以下のとおり判断した。判断客体としての外観設計特許は、直接観察することができる具体的設計であり、現有設計特徴は一般消費者の知識レベル及び認知能力に基づき、自然に抽出できるものでなければならない。組合せに用いることができる現有設計特徴は、物理上または視覚上自然に区分できる設計であり、相対的に独立した視覚効果を有しなればならず、任意に適宜できる点、線、面は原則として、組合せに用いることができる現有設計特徴には属さない。

本案において、証拠 2.3 の正面中心にて設置された四つの細長ハート孔は、X 状排列を呈し、相対的に独立した視覚効果を有しており、一般消費者は、直接それを証拠 2.3 の設計特徴中から自然に区分することができ、それゆえ組合せに用いることができる設計特徴を構成する。一方証拠 2.7 明細書第[0014]段的記載に基づけば、楔形の榫（ほぞ）槽両辺はそれぞれ左、右接続構造を有しており、左接続構造は、右への突起を有し、右接続構造は左への突起を有しており、該突起部分が被訴決定で述べられている“燕尾槽”である。

証拠 2.7 中の左右の接続構造は同一であり、かつ一体構成されており、反対方向の突起設計は左右の接続構造の組成部分の一つに過ぎない。それゆえ証拠 2.7 中の“燕尾槽”特徴は恣意的な分割によって得られた部分であり、一般消費者が直接証拠 2.7 中から自然に区別することはできない。本特許が必ずしも部分外観設計でない状況下、該部分は設計特徴として組合せることはできない。

(2) 証拠 2.3 中のハート形穴、証拠 2.8 中の貫通穴と本特許の対応する部分の設計が同一または微細な相違といえるか否か

特許権者は上訴で以下のとおり主張した。貫通穴、凹槽または凸槽は、生態斜面保護製品の設計要部を構成し、一般消費者は、その具体的な設計の差異により注意を払うべきである；ハート貫通穴の形状及び排列（相違点④）は必ずしも部分的な微細な相違ではなく、比較的顕著な相違点であり、かつ、それが一般的な設計上の選択であることを示す証拠が無い。

これに対し、最高人民法院は以下のとおり判断した。組合せの対比判断を行う前に、一般的にまず設計特徴間に組合せの啓示が存在するか否かを判断する必要がある。しかしながら本特許の設計特徴と組合せを用いた対応する設計特徴と比較して比較的大きな相違が存在し、全体的な視覚効果に対し顕著な影響を有する場合、両者に組合せの啓示が存在するかを判断する必要はなく、本特許が現有設計特徴の組合せに対し顕著な相違を有するとの差異的結論を直接得ることができる。

本案において、本特許と証拠 2.3 中のハート形穴、証拠 2.8 中の貫通穴は共に製品正面の中心に位置しており、その占める領域は比較的大きく、一般消費者の注目をより容易に引き起こし、全体の視覚効果の影響の重みは比較的大きい。外観設計図から明確に以下の点がわかる。本特許は正面中心に設置され対称位置に分布する 4 つのハート形穴を有し、証拠 2.8 は正面中心に単に一つの比較的大きな矩形の貫通穴が存在するだけであり、両者の相違は明確である。本特許は全体的に二重線設計を採用しており、四つのハート形穴は十字形排列をなし、人に丸みを帯び、柔和、心地よさ、四角い感覚を与える。

証拠 2.3 は全体的に単線設計を採用しており、四つのハート形穴は X 形排列をなし、一般消費者に細身で、鋭く、窮屈で、ダイナミックな感覚を与える。このことから、本特許と証拠 2.3 中のハート形穴、証拠 2.8 中の貫通穴形状は多くの相違点があり、その相違点は全体の視覚効果に対し、顕著な影響があり、必ずしも一般消費者が容易に見落とす微細な相違に属するとは言えないということがわかる。それゆえ証拠 2.3 と証拠 2.8 とに組合の啓示が存在するか否かに関わらず、本特許は、証拠 2.3、証拠 2.8 の組合背に対し既に顕著な差異を有する。

(3) 証拠 2.3 中のハート形穴と証拠 2.8 中の貫通穴に組合せの啓示が存在するか否か

「最高人民法院による専利の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」第 20 条第 1 項は、現有設計特徴の組合せと登録外観設計とを対比する前に、組合せの啓示が存在するか否かを判断すべきであり、すなわち一般消費者が容易に現有設計特徴の組合せに想到できるか否かを判断すべきであるとしている。

第 20 条 先行設計から全体的に与えられた設計の啓示によって一般消費者が容易に思いつく設計の特徴の転用や組合せまたは置換等の方法により、外観設計特許の全体的な視覚効果と同一かまたは局部上の軽微な違いしか存在しない等、実質的に同一の外観設計を取得し、かつ独特の視覚効果を有しない場合、人民法院は、当該外観設計特許について、先行設計の特徴の組合せと比べて、専利法第 23 条第 2 項が定める「顕著な差異」を有しないものであると認定しなければならない。

組合せの啓示が存在するか否かは、一般消費者の知識レベル及び認知能力に基づき、一般消費者が組合せの設計特徴を用いて組合せることを想到できるか否かを判断しなければならない、これにより外観上一つの全体的に有機的な完全性と、機能と、協調とが統一された製品を形成されているかを、外観設計特許との対比基準に用いることができ

る。シームレスな接続、調整、または移行等、比較的大きな改変及び調整により組合せ後の製品が一つの協調、統一された全体を構成する場合、通常は一般消費者の知識レベル及び認知能力を超えていると認定され、組合せの啓示は存在しない。

特許権者は上訴で以下のとおり主張した。証拠 2.3 中の四つのハート貫通穴を採用して証拠 2.8 中の貫通穴に置き換えることは、過度の過渡設計を必要とし、“組合手法の啓示が存在するか否か”を判断する前提条件を備えない。

これに対し、最高人民法院は以下のとおり判断した。証拠 2.3 は環境的に準備された礁ブロックであり、証拠 2.8 は積み重ねられる生態壁の建築ブロックであり、共に植栽に適した建築ブロック材であり、類似する製品の外観設計に属する。

証拠 2.3 の礁ブロックは全体的に X 形をなし、単線條設計を採用し、四つのハート形穴は共に細長状であり、軽やかで細身のスタイルが特徴で、証拠 2.8 のブロックは概ね正方形で、基本的な二重線のデザインが施されており、中央の正方形の貫通穴は比較的丸みを帯びており、幅広くふくよかなスタイルを呈している。証拠 2.3 と証拠 2.8 の設計スタイルが必ずしも協調統一されていないことを考慮すると、両者の相応する設計特徴を組合せた後、さらに一歩進んだ設計を行う必要がある。

証拠 2.3 の礁ブロックは全体的に X 字型で、4 辺の中央に大きな半円形の切り込みがあり、4 つのハート型の貫通穴の配置は、礁ブロックの全体的な形状と一致している。証拠 2.8 のブロックは全体的に正方形で、4 辺の中央の切り込みにはほとんど曲率がなく、ブロックの中央には大きな正方形の貫通穴が 1 つだけある。証拠 2.3 のハート型の穴を証拠 2.8 の貫通穴に置き換える場合、証拠 2.8 の貫通穴を先に埋める必要があり、ハート型の貫通穴の配置はブロックの全体的な形状に合わなくなる。

それゆえ、現有設計中に該組合手法が存在する証拠証明が存在しない状況下、証拠 2.3 中のハート形穴を証拠 2.8 中の貫通穴に置き換えることは既に一般消費者の能力範囲を超えており、かつ変化過程にまた多くの種類の可能性も存在する。それゆえ組合せの啓示は存在せず、本特許と対比する術はなく、本特許が専利法第 23 条第 2 項の規定に適合しないということを証明することができない。

5. 結論

最高人民法院は、本特許と組合せ後の外観設計とを比較して顕著な差異を有さないと認定した第 1 審判決及び審判部の決定を取り消した。

6. コメント

中国では無審査で登録され、無効審判の段階で初めて意匠の類否及び創作容易性が争われるため、日米のように中間処理実務を積み重ねることにより類似性及び創作容易性判断の勘を養うということが難しい。本事件においては、複数の現有設計の組合せに対する創作容易性の判断が司法解釈と共に論じられており参考となる案件である。

判決日 2025年11月18日

以上